

市が管理している住宅の入居資格

それぞれ、次の要件をすべて満たすことが必要です。

【市営住宅】

- 1 現在、同居し、または同居しようとする親族（婚約者、事実上の内縁関係の配偶者を含む。）がいるかた。… 夫婦、親子、3ヵ月以内に結婚を予定しているかた。
- 2 単身での申込みは、60歳以上のかた、身体障害者等で一定の要件を満たすかた、又は生活保護受給者。
- 3 入居しようとするかた全員の年間所得額から政令で定められた控除を行い、12月で割った額が一定の基準内（158,000円以下、ただし、入居者全員が高齢者の場合等は259,000円以下）であるかた。※控除の種類は「公営住宅法に基づく控除」を参照。
- 4 現に住宅に困窮していることが明らかであるかた。
 - 例 ・収入に比べ家賃が高すぎる（1年以上居住していること）。
 - ・家主等から正当な理由により立ち退きを要求されている。
 - ・他の世帯と同居していて著しく生活が不便である。
 - ・極めて狭い住宅に居住している。
- 5 市区町村民税を滞納していないかた。
- 6 申込者及び同居する親族が暴力団員でないこと。
- 7 夫婦の別居など世帯を不自然に分割されている世帯では申し込みできません。

【特定公共賃貸住宅】

- 1 現在、同居し、または同居しようとする親族等がいるかた。（親族等の範囲はお問合せください。）
- 2 入居しようとするかた全員の年間所得額から政令で定められた控除を行い、12月で割った額が一定の基準内（158,000円を超え487,000円以下）であるかた。
※控除の種類は「公営住宅法に基づく控除」を参照。
- 3 自ら居住するために住宅を必要としているかた。（持家のある方は入居不可）
- 4 市区町村民税を滞納していないかた。
- 5 申込者及び同居する親族が暴力団員でないこと。
- 6 夫婦の別居など世帯を不自然に分割されている世帯では申し込みできません。

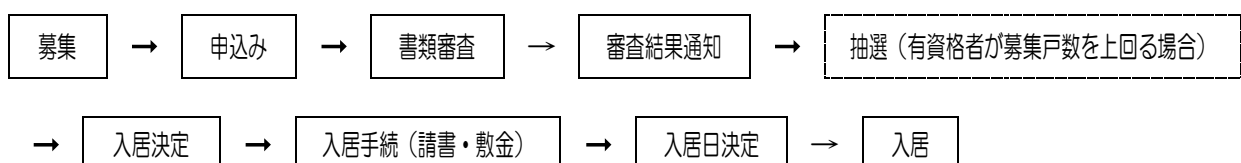
【定住化促進住宅】

「早口住宅」については、次の1～3の要件をすべて満たすこと。

「第2早口住宅」については、次の2・3の要件を満たすこと。

- 1 市内の立地企業等の従業員であるかた。
- 2 市区町村民税を滞納していないかた。
- 3 申込者及び同居する親族が暴力団員でないこと。

入居するまでの流れ



※入居時に敷金（家賃3ヵ月分）の納付と、連帯保証人1名が必要となります。

※連帯保証人は、市内に居住する方か市外に居住する親族となります。（公営住宅入居者・生活保護受給者は不可）

申込書添付書類

【市営住宅】 【特定公共賃貸住宅】

✓	申込者の状況	添付書類
	必須	世帯全員分の住民票 ・本籍、世帯主との続柄の記載があるもの ・他の世帯と同居している場合は、同居している他の世帯の住民票も必要
	必須	市区町村民税の納税証明書（非課税の方は非課税証明書） ・4～6月の申込みは前年度分、7月以降の申込みは当該年度分
	必須	最新の所得証明書 ・18歳以上（高校生は除く）のかたは全員必要 ・無収入、年金収入のみの場合も必要 ・1月以降に転職している場合は、転職後の給与明細の写しなど収入がわかるものを添付 ・1月～5月の申込みは前年分の源泉徴収票や年金支払通知書など、前年中の所得を確認できる書類
	必須	同意書
	離職者、退職者	退職を証明するもの（離職票や雇用保険受給資格者証等）
	単身、配偶者がいない	戸籍謄本
	結婚予定者	任意様式『婚約証明書及び誓約書』
	賃貸住宅の居住者	賃貸契約書の写し ・契約年月日と家賃の額がわかるもの
	立退き要求を受けている	任意様式『立ち退き要求の事実について』 ・申込者側に原因がある場合は理由に該当しません
	心身障害者	障害者手帳の写し
	戦傷病者、被爆者、引揚者	証明書の写し
	生活保護受給者	生活保護受給証明書
	極めて狭い住宅に居住しているかた	自宅の間取図 ・方眼紙を使用し、寸法及び作成者氏名を記入してください

【定住化促進住宅】

✓	申込者の状況	添付書類
	必須	世帯全員分の住民票（上記参照）
	必須	市区町村民税の納税証明書（上記参照）
	必須	最新の所得証明書（上記参照）
	必須	同意書
	市内の立地企業等の従業員	従業員証明書（社員証）の写し ・早口住宅申込者のみ必要

※申込書の内容によっては、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

ご提供いただきました個人情報には以下の目的で利用いたします。

- ・市営住宅、特定公共賃貸住宅及び定住化促進住宅の入居資格要件の確認、入居、家賃等の算定、収納、退去時精算等の業務のため
- ・債権の適切な管理のため
- ・住宅等に係る修繕や設備の点検・交換等の対応のため
- ・質問、要望や資料の請求等への回答や連絡のため
- ・建替事業に伴う調査・移転相談・契約等の業務のため
- ・管理人の委嘱に関する業務のため
- ・調査・統計資料の作成のため
- ・その他住宅等の管理上必要な業務のため